

岩井コスモ・ネット取引による信用取引規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、岩井コスモ証券株式会社(以下「当社」といいます。)の岩井コスモ・ネット取引による信用取引(以下「本信用取引」といいます。)に関するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用についてのお客様との取決めです。

2. 本規定に特段の定めがない事項は、「信用取引口座設定約諾書」の条項、関係法令諸規則および当社各約款等によるものとします。

(語句の定義)

第2条 本規定において使用する語句の定義は以下のとおりとします。

①「一般信用取引」と「制度信用取引」

「一般信用取引」とは、上場廃止基準に該当した銘柄を除く金融商品取引所に上場している株式等を取引対象とし、品貸料および弁済期限等について当社とお客様との間で合意した内容に従って行う信用取引をいいます。「制度信用取引」とは、金融商品取引所に上場している株式等のうち金融商品取引所が定めた銘柄を取引対象とし、品貸料および弁済期限等についても取引所規則に従って行う信用取引をいいます。

②「買建」と「売建」

「買建」とは、信用取引で当社から借りた資金で株式の買付けをすることをいいます。「売建」とは、信用取引で当社から借りた株式で売付けをすることをいいます。

③「委託保証金」

「委託保証金」とは、信用取引を行うために、お客様が当社に差し入れなければならない担保のことをいい、次のとおり算定します。

委託保証金＝保証金現金＋代用有価証券の評価額

④「代用有価証券」

信用取引における委託保証金は、現金に代えて、株式など一定の有価証券で代用することができ、この代用された有価証券のことを「代用有価証券」といいます。

⑤「委託保証金の受入率」

「委託保証金の受入率」とは、信用取引に係るすべての建玉金額(信用取引の決済が未了である売買約定価額＋新規建注文金額)に対する委託保証金から建玉評価損等を控除した額の割合のことをいい、次のとおり算定します。

委託保証金の受入率

委託保証金＋未決済建玉評価損益＋未受渡建玉決済益－未受渡建玉決済損－建玉諸経費

＝
$$\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}} \times 100$$

建玉金額

未決済建玉評価損益…建玉の評価損益が通算後プラスの場合は0(ゼロ)

建玉諸経費…委託手数料、消費税、金利(買付けの場合)、品貸料(売付けの場合)、貸株料(売付けの場合)、管理費、名義書換料(買付けの場合)など

⑥「委託保証金維持率」

「委託保証金維持率」とは、お客様が信用取引を継続する期間を通して維持しなければならない最低の委託保証金の受入率のことをいいます。

⑦「期日(弁済期限)」

「期日(弁済期限)」とは、制度信用取引による売付けまたは買付けが成立した日から6ヶ月目の応答日(応答日がないときはその月の末日とし、応答日が金融商品取引所の休業日に当たるときはその前営業日に順次繰り上げます。)をいいます。ただし、期日(弁済期限)は、上場廃止等の理由により繰り上げられることがあります。

(信用取引口座開設の申込み)

第3条 お客様は、以下の基準をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができるものとします。

・個人のお客様の場合

① すでに岩井コスモ・ネット取引口座を開設していること。

② 未成年者でないこと。

③ 満80歳以上の場合は電話面談に応じていただけること。

④ 株式投資のご経験があり、信用取引に関する知識を有すること。

⑤ お客様ご自身がインターネットを利用できる環境にあること。

⑥ 電話および電子メールにより、直接の連絡が常時取れること。

⑦ 「信用取引口座設定約諾書」「個人情報の利用目的に関する同意書」「岩井コスモ・ネット取引による信用取引規定」「一般信用取引に関する説明書(ネット取引)」「包括再担保契約に基づく担保同意書」をネット取引上の申込み画面でご同意いただくこと。

・法人のお客様の場合

① お客様が前項「個人のお客様の場合」における基準①および④～⑦を満たしていること。

② 取引担当者又は取引担当者の届出が無い場合は代表者が未成年者でないこと。

③ 取引責任者又は取引責任者の届出が無い場合は代表者が満80歳以上の場合は電話面談に応じていただけること。

(信用取引口座開設の可否)

第4条 前条の基準を満たす申込みがあった場合、当社は、お客様の本信用取引口座開設の可否を判断するものとします。

2. お客様の本信用取引口座が開設できない場合、当社は、その理由を開示しないものとします。

(取引の種類)

第5条 本信用取引の対象となる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(対象銘柄)

第6条 本信用取引の対象となる銘柄は、当社が定めるものとします。ただし、金融商品取引所等の売買規制等により対象銘柄は変更されることがあります。

(建玉の規制)

第7条 お客様が本信用取引を利用して行える建玉の上限は当社が定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、お客様が委託保証金として差し入れている有価証券と同一銘柄の株式を本信用取引により新規に買付ける場合、当社は、買付数量等を制限することができるものとします。

3. 当社は、市場動向等により個別銘柄毎に独自に取引規制を行うことができるものとします。

(委託保証金)

第8条 委託保証金は、本信用取引により買建または売建をする額に当社が定める委託保証金の受入率を乗じた額以上であって、かつ当社が定める最低金額以上とし、お客様は、注文に先立って当社に差し入れるものとします。

(代用有価証券)

第9条 本信用取引の対象となる代用有価証券は、当社が定める国内の金融商品取引所に上場されている株式、優先出資証券、新株予約権付社債、累積投資型・分配再投資コースを除く国内投資信託、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)とします。ただし、金融商品取引所が不適格とする銘柄は除きます。

2. お客様が当社にお預けの有価証券のうち、代用有価証券の条件を満たすものは原則としてすべて代用有価証券として差し入れるものとします。

3. お客様は、当社に差し入れた代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭または有価証券を調達するために証券金融会社等に再担保に提供することを、当社が定める方法により同意するものとします。

4. 代用有価証券の委託保証金への換算方法は当社が定めるものとします。

5. 前項の換算方法に用いる代用有価証券の掛目は、金融商品取引所により変更されることがあり、また、当社は自らの判断により変更することができるものとします。当社の判断により当該掛目を変更する場合は、あらかじめその内容を当社の定める方法によりお客様に通知するものとし、変更後の掛目の適用を開始する日は、通知した日の翌営業日から起算し

て5営業日目の日とします。ただし、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、当社が緊急に掛目の変更を行う必要があると認めた場合、当社は、通知した日の翌営業日から変更後の掛目を適用することができるものとします。

(委託保証金の受入率および最低金額)

第10条 委託保証金の受入率は30%以上とし、かつ、委託保証金の金額は30万円以上とします。ただし、金融商品取引所等または当社が委託保証金の受入率の規制または変更等を行なった銘柄については、この限りではありません。

(委託保証金の維持)

第11条 委託保証金の受入率30%、最低保証金30万円を下回っている場合、または委託保証金に未受渡建玉決済益を加算し未決済建玉評価損益(プラスの場合は0)と未受渡建玉決済損を差引いた金額が30万円を下回った場合、お客様は、新規の買建、売建、現物株式の買付(品受けのうち、品受後に前条に定める受入率まで回復しない場合を含みます。)および出金、返済等行えない場合があります。また、未約定の新規の買建、売建、現物株式の買付注文が存在する場合、当社は、当該注文を取消することができるものとします。

(委託保証金維持率)

第12条 委託保証金維持率は30%とします。

2. 委託保証金の受入率が10%を下回った場合、お客様は、当社からの請求の有無にかかわらず、下回った日の翌営業日の午後4時までに委託保証金の受入率が30%以上となるために必要な額以上の追加保証金の差し入れ・建玉決済を行うものとします。当社が当該追加保証金の差し入れ・建玉決済を差入時限までに確認できない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の口座における全建玉を反対売買により決済するとともにお預かり有価証券の全部または一部の売却を当社の任意でお客様の計算により行うことができるものとします。

3. 前項の場合を除き、委託保証金が第1項の維持率を下回った場合、お客様は、当社からの請求の有無にかかわらず、下回った日の翌々営業日の午後4時までに委託保証金の受入率が30%以上となるために必要な額以上の追加保証金の差し入れ・建玉決済を行うものとします。当社が当該追加保証金の差し入れ及び決済を差入時限までに確認できない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の口座における全建玉を反対売買により決済するとともにお預かり有価証券の全部または一部の売却を当社の任意でお客様の計算により行うことができるものとします。

4. 第1項の維持率は、金融商品取引所等の規制もしくは制度の変更、または当社の判断により変更できるものとします。

(委託保証金の最低金額)

第13条 委託保証金が30万円を下回った場合、お客様は、当社からの請求の有無にかかわらず、下回った日の翌々営業日の午後4時までに委託保証金が30万円を上回るために必要な額以上の追加保証金を当社に差し入れるものとします。

(保証金請求)

第14条 信用新規建玉注文等により保証金請求が発生した場合、お客様は、新規の買建、売建、現物株式の買付(品受を含む)および出金を行なえないものとし、必要な額以上の保証金を当社に差し入れるものとします。

(不足金)

第15条 本信用取引の決済損金等により不足金が発生した場合、お客様は、当社からの請求の有無にかかわらず、当社に受渡日までに不足金を入金するものとします。

2. 前項の不足金の入金がない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の口座におけるお預かり有価証券の売却および建玉決済を当社の任意でお客様の計算により行い、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

3. 前項の弁済充当後になお残債務がある場合、お客様は、当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

(期日(弁済期限))

第16条 お客様が本信用取引を行う場合、制度信用取引の建玉については当社からの連絡の有無にかかわらず、期日

(弁済期限)の前営業日までに反対売買等を行うものとします。(一般信用取引の建玉については別途定めるものとします。)

2. 建玉の銘柄に、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の措置がとられた場合、当社は期日(弁済期限)を当社が定める日に変更できるものとします。ただし、合併比率、交換比率・移転比率・分割比率等を考慮し、当社の判断により期日(弁済期限)の変更を行わない場合があります。

3. 第1項の規定にかかわらず、お客様が期日(弁済期限)の前営業日までに当該建玉の反対売買等を行わなかった場合、当社は、期日(弁済期限)当日にお客様に通知することなく、当該建玉を当社の任意でお客様の計算において反対売買等により決済できるものとします。その際の手数料は、対面取引の手数料を徴収します。

(債務不履行)

第17条 お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合、当社はお客様に対し、履行期日の翌日より履行の日まで、日歩4銭の遅滞損害金を請求できるものとします。

(本信用取引に係るお客様に負担していただくもの)

第18条 お客様は当社に対し、委託手数料、消費税、本信用取引に関する金利(買付けの場合)、信用取引管理費、名義書換料(買付けの場合)、品貸料(売付けの場合)、貸株料(売付けの場合)、配当金相当額(売付けの場合)等を支払うものとします。

2. 前項の委託手数料、本信用取引に関する金利、信用取引管理費、名義書換料(買付けの場合)、貸株料(売付けの場合)は当社が定めるものとします。

(MRF口座の解約)

第19条 個人のお客様から本信用取引口座開設の申込みがあり、当社が本信用取引口座の開設を承諾した場合、本信用取引口座開設時点でお客様が保有していたMRFについてはすべて解約の申込があったものとしてMRF口座を廃止します。また、本信用取引口座が廃止されるまでの間は、お客様はMRF口座を開設できないことをあらかじめ承諾するものとします。

(届出事項等の変更)

第20条 お客様は当社への届出事項等に変更があった場合、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

(本信用取引の停止)

第21条 個人のお客様が、すべての建玉を決済した後、買建・売建が行われなまま一定期間が経過した場合、当社は、本信用取引口座の利用を停止または廃止することができるものとします。

2. 前項の場合、当社は、お客様が委託保証金として差し入れている金銭および代用有価証券をお客様の勘定および保護預かり口座へ振替ることができるものとします。

3. 本信用取引口座の利用停止の解除の可否は、当該解除の申出がなされた時点で、あらかじめ当社が判断するものとします。ただし、当社は、本信用取引口座の利用停止の解除に応じられない場合でもその理由は開示しないものとします。

4. 満80歳以上のお客様(法人のお客様の場合、取引担当者又は取引担当者の届出が無い場合は代表者)のご利用については、誕生日を迎える都度、当社担当者との面談が必要となります(満80歳以上のお客様が信用取引口座を開設された場合、初回面談は口座開設申込時となります)。面談に応じていただけない場合、その日以降の買建・売建は原則行えないものとします。

(本信用取引利用の禁止)

第22条 お客様が、法令諸規則、「岩井コスモの総合取引約款」または本規定、もしくは「信用取引口座設定約諾書」の規定に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。

2. 前項の場合、お客様は、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対して本信用取引に係る債務の弁済を行うものとします。

(規定の変更)

第23条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示もしくは命令、その他必要が生じたときは、改正されることがあります。

2. 改正の内容が、お客様の権利を制限し、または新たな義務を課すこととなる場合、当社は、お客様に対し、その内容を通知します。ただし、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合、当社は、当社ホームページ等への掲載によって代えることができます。

3. 前項の通知または掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合、お客様は、本規定の改正に同意したものとします。なお、お客様が本規定の改正に同意しない場合、当社は、お客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。

以上

(平成30年7月)

岩井コスモ証券株式会社